

苫小牧市内空き店舗活用事業のご案内

◆◆苫小牧市内の空き店舗を活用して事業を行う方に
店舗賃借料または店舗移転改装費の一部を補助します◆◆

◇ 補助金額

補助は店舗賃借料または店舗移転改装費どちらか一方の選択制となります。

- ・店舗賃借料の場合…月額賃借料の1/2以内（上限5万円）※最長12ヶ月
- ・店舗移転改装費の場合…対象経費の1/2以内（上限60万円）

◇ 対象店舗

- ・苫小牧市内にある道路に面している空き店舗

◇ 対象業種

- ・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業の業種ほか健全で集客を促進できる効果が期待できる業種

◇ その他

次の場合は補助の対象となりません。

- ・店舗を移転する事業（商店街振興組合等に新たに参加する場合は除く）
- ・大型店の空きフロアを使用する事業
- ・第三者への転貸を目的として行われる事業

詳細は裏面！

～補助を希望される方は申請前に一度、必ず下記までご相談下さい～

■お問合せ先

苫小牧市産業経済部商業振興課

所在地：苫小牧市表町5丁目11番5号 ふれんどビル3F

電話：32-6445 ファックス：32-4200

E-mail：shogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp

★ 詳細は苫小牧市公式ホームページの商業振興課のページからもご覧いただけます。

JRL→<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kanko/kosho/shogyo/shienseido/shienseido.htm>

（申請書類、補助金交付要綱はこちらから閲覧、ダウンロードすることができます）

◇ 対象者条件

空き店舗を活用して新たに事業を行う方で、以下の条件を満たしている方が対象となります。

- 交付申請時において、納期の到来した全ての市税を完納している方
- 1週間に昼間の営業が概ね5日以上できる方
- 商店街振興組合等に加入される方
- 空き店舗所有者と2親等以内の親族または生計を一にしている方以外
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと

◇ 対象経費

区分	補助の対象となる経費	補助額	補助対象となる期間
店舗賃借料	空き店舗の借用に要する賃借料（保証金、礼金、敷金等の預託金、仲介手数料、水道光熱費、修繕費等の管理維持費を除く）。消費税は対象外となります。	空き店舗の賃借料の2分の1以内とし、中心市街地5万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。	12か月以内とする。ただし、事業開始後、1年以内に補助申請をしたものに限る。
店舗移転改装費	空き店舗への移転に係る経費のうち引越業者への委託料、トラック等借上げ料、雑役務費、出店に係る改装費のうち内装工事、外装工事、給排水設備工事、暖房設備工事、サイン工事、電気工事及び市長が適当と認めた工事に要する経費をいう（ただし、飲食費、謝金及び備品購入費は除く）。消費税は対象外となります。	店舗移転改装費の2分の1以内とし、60万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。	補助金交付要綱第8条に規定する補助金の交付の決定の日の属する年度1回限りの交付とする。

◇ 申請期限

- 店舗賃借料…事業開始後1年以内
- 店舗移転改装費…移転・改装工事の着手前まで

※申請は予算の範囲内で随時受け付けております。

◇ 必要書類 ※店舗賃借料の補助を申請する場合、⑦～⑨の書類は不要。

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③事業計画書（様式第3号）
- ④賃貸借契約書の写し
- ⑤履歴事項全部証明書又は開業届出書又は確定申告書の写し
- ⑥補助対象者推薦書（様式第4号）
- ⑦通帳の写し
- ⑧店舗移転改装費収支予算書
- ⑨店舗移転改装費に係る見積書（様式第5号）
- ⑩店舗移転改装前の写真

★ 商業振興課ホームページでは、物件探しにお役立ていただくために『市内空き店舗情報の発信』ページを公開し、苫小牧市内に存在する空き店舗に関する情報を写真付きで紹介しています。

QRコードを読み取って『市内空き店舗情報の発信』ページをご覧ください。

